法律

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十二号

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び審査」を「、審査及び処理方策の提示」に、「第一款　協議会
第二款　機関等の共同設置
第三款　事務の委託
第四款　職員の派遣」を
「第一款
第二款
第三款
第四款
第五款
第六款」
連携協約
協議会
機関等の共同設置
事務の委託
事務の代替執行
職員の派遣」
に、「第二節　中核市に関する特例
第三節　特例市に関する特例」を「第二節　中核市に関する特例」に改める。

第十三条第二項中「副市町村長」の下に「、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長」を加える。

第七十四条第六項第三号中「及び」を「並びに」に、「区を」を「区及び総合区を」に改める。

第八十六条第一項中「道の方面公安委員会の委員については、」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については」に改め、「副市町村長」の下に「、指定都市の総合区長」を加え、同条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「管轄区域内」の下に「）」と、「市の区及び総合区」とあるのは「市の区及び総合区（総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。）」を加える。

第八十八条第一項中「又は副市町村長」を「若しくは副市町村長又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長」に、「同条第三項」を「第八十六条第三項」に改める。

第百七十九条第一項ただし書中「同意」の下に「及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意」を加える。

第百八十条の七中「の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

第二百五十一条第一項中「本節」を「この節」に改め、「関する審査」の下に「、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加え、同条第五項中「第二百五十一条第四項」を「第二百五十一条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　普通地方公共団体が第二百五十一条の三の二第二項の規定により同条第一項の処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げたとき。

七　自治紛争処理委員が第二百五十一条の三の二第三項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策を通知し、かつ、公表したとき。

第二百五十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　自治紛争処理委員は、非常勤とする。

第二編第十一章第二節第四款の款名中「及び審査」を「、審査及び処理方策の提示」に改める。

第二百五十一条の三の次に次の一条を加える。

（処理方策の提示）

第二百五十一条の三の二　総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十二条の二第七項の規定により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による同条第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策（以下この条において「処理方策」という。）の提示を求める旨の申請があったときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならない。

2　前項の申請をした普通地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3　自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しなければならない。

4　自治紛争処理委員は、処理方策を定めるため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に関係のある者に対し、処理方策を定めるため必要な記録の提出を求めることができる。

5　第三項の規定による処理方策の決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

6　第三項の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

第二百五十一条の四中「並びに審査及び勧告」を「、審査及び勧告並びに処理方策の提示」に改める。

第二編第十一章第三節第四款を同節第六款とする。

第二百五十二条の十四第一項中「当該普通地方公共団体」を「当該他の普通地方公共団体」に改め、同条第三項中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改める。

第二百五十二条の十六中「当該普通地方公共団体」を「当該他の普通地方公共団体」に改める。

第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、同款の次に次の一款を加える。

第五款　事務の代替執行

（事務の代替執行）

第二百五十二条の十六の二　普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2　前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3　第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。